

報告第 3 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 23 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和6年 12月4日	75,075円	■■■■■ ■■■■■	令和6年11月10日午後2時30分頃、■■■■■の相手方住宅付近において、方向転換のために公用車を後退させた際、公用車の右後方部が相手方住宅のフェンスに接触し、これを破損させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和6年 12月11日	14,559円	■■■■■ ■■■■■	令和6年11月25日午前11時40分頃、富田林市中野町1丁目付近の交差点において、公用車が国道旧170号線を走行していたところ、左側の道路から左折してきた相手方車両の右前方部が公用車の左後方部に接触し、双方の車両が損傷したもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を10%、相手方を90%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として130,433円を支払う。 (5) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。